



目次	ページ
告示	
○県統計調査の実施（2件）	（統計課） 1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力の停止	（高齢者福祉課） 2
◎高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定	（文化推進課） 2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	4
◎傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体異動の届出	5
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正（2件）	6
○告示（政治団体異動の届出）の訂正（2件）	6

告 示

高知県告示第179号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年3月25日
 高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県観光入込客統計調査
- 調査の目的
県内の観光施設等（以下「観光施設等」という。）の入込客数を把握し、観光施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域

- 単位
施設
- 属性
前年度の入込客数が1万人以上の観光施設等を管理する者及び月5,000人以上の入込客数が見込まれる観光イベントを実施する者
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 観光施設等の入込客数
 - 観光イベントの開催期間及び入込客数
 - その基準となる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 報告を求める者
 - 数
300人（概数）
 - 選定方法
全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が市町村を経由して報告を求める。
 - 調査方法
電話又はファクシミリによる調査
- 報告を求める期間
平成28年7月1日から平成29年4月30日まで

高知県告示第180号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成28年3月25日
 高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県県外観光客動態調査
- 調査の目的
県内の観光地（以下「観光地」という。）においてアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、観光施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
観光地
 - 単位
人
 - 属性
10地点の観光地を訪れた観光客
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 居住する都道府県、年齢及び性別

- 宿泊地及び宿泊日数
- 旅行の目的
- 旅行のきっかけ
- 旅行の手配方法
- 旅行形態
- 調査地点への訪問回数
- 高知県への訪問回数
- 移動経路及び移動手段
- 旅行費用
- その基準となる期間
平成28年4月上旬から平成29年2月下旬まで
- 報告を求める者
 - 数
4,000人
 - 選定方法
観光地を訪れた観光客から無作為に抽出する。
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - 調査方法
調査員調査
- 報告を求める期間
平成28年4月上旬から平成29年2月下旬まで

高知県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、平成28年3月14日付けで次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力を停止した。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定の効力の停止の内容及び期間	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
39612 90016	株式会社 ワイ・エム・インターナショナル	土佐市高岡町乙 1179番地21 203号	指定の全部の効力の停止 平成28年4月1日から 同年6月30日まで	ケアーズ 訪問看護 リハビリ ステーション香美	香美市土佐山田 町宝町四丁目4 番32号	訪問看護 介護予防 訪問看護

高知県告示第182号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立高知城歴史博物館
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市鷹匠町二丁目4番26号
公益財団法人土佐山内記念財団
- 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

教 育 委 員 会 規 則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第3号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

（その1）

No. _____	No. _____
武道場利用券（個人1日利用）	武道場利用券（個人1日利用）（副）
学生 ・ 一般	学生 ・ 一般
利用年月日 年 月 日	利用年月日 年 月 日
利用者氏名 _____	利用者氏名 _____
使用料の額 円	使用料の額 円
高知県立武道館	高知県立武道館

（裏面）

<ol style="list-style-type: none"> 1 この利用券は、武道場を利用するときに、武道館の関係職員に渡してください。 2 この利用券は、氏名を記載されている者が武道場を利用するときに限り使用することができます。 3 本館又は分館（弓道場）を団体が利用しているときは、その館を利用することはできません。 4 武道場を団体が利用しているときは、この利用券を使用することはできません。 5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を提出してください。 	
---	--

- 備考
- 1 寸法は、縦4センチメートル、横12センチメートルとする。
 - 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 - 3 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 - 4 点線は、切り取り線とする。

（その2）

(年 月 日) (No.)	(年 月 日) (No.)
武道場利用券 （個人1日利用）	武道場利用券（副） （個人1日利用）
利用者区分	利用者区分
利用場所	利用場所
種目	種目
使用料の額 円	使用料の額 円
高知県立武道館	高知県立武道館

- 備考
- 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。
 - 2 寸法は、縦5センチメートル、横5.75センチメートルとする。
 - 3 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 - 4 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 - 5 点線は、切り取り線とする。

第5号様式（第3条関係）

No. _____
武道場利用券（個人1月利用）
学生 ・ 一般
利用期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
学校名又は住所 _____
利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円
高知県立武道館

（裏面）

- 1 この利用券は、武道場を利用するとき、武道館の関係職員に提示してください。
- 2 この利用券は、氏名を記載されている者が武道場（一般の方の場合は、分館（弓道場）に限ります。）を利用するときに限り使用することができます。
- 3 本館又は分館（弓道場）を団体が利用しているときは、その館を利用することはできません。
- 4 武道場を団体が利用しているとき（一般の方の場合は、分館（弓道場）を団体が利用しているとき）は、この利用券を使用することはできません。
- 5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を提出してください。

- 備考
- 1 寸法は、縦4センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 - 3 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第4号**高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会公印規則（昭和33年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「少年課長」を「少年女性安全対策課長」に改める。

別表高知県公安委員会印の項中「少年課長」を「少年女性安全対策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

**高知県公安委員会規則第5号****高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「少年課」を「少年女性安全対策課」に改め、同条第5号中「警備第二課」を「警備第二課 警衛対策課」に改める。

第5条第1項第3号中「監査」を「監査及び指導教養」に改める。

第10条第1項第4号中「印刷」を「通送」に改める。

第11条第1項第2号を次のように改める。

（2）犯罪の予防及び地域安全活動に関すること。

第11条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「家出人」を「行方不明者」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号及び第12号を削り、第13号を第9号とし、第14号から第20号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項中「、許可等担当事務室及び人身安全対処室」を「及び許可等事務担当室」に改める。

第13条の見出しを「（少年女性安全対策課）」に改め、同条第1項中「少年課」を「少年女性安全対策課」に改め、同項に次の

7号を加える。

(8) 行方不明者の発見活動に関すること。

(9) 子ども及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(10) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(12) 児童虐待に関すること。

(13) 高齢者虐待に関すること。

(14) 障害者虐待に関すること。

第13条第2項中「少年課」を「少年女性安全対策課」に、「という。）を」という。）及び人身安全対処室」に改め、同条第3項中「サポートセンター」を「サポートセンター及び人身安全対処室」に改める。

第23条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 安全運転支援に関すること。

第23条に次の2項を加える。

2 運転免許センターに、安全運転支援室を置く。

3 安全運転支援室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第27条の2を第27条の3とし、第27条の次に次の1条を加える。

（警衛対策課）

**第27条の2** 警衛対策課においては、第38回全国豊かな海づくり大会等における警察活動上の諸対策の推進に関する事務をつかさどる。

第38条第2号ア中「、許可等担当事務室長、人身安全対処室長及び子ども・女性安全対策班長」を「及び許可等事務担当室長」に改め、同号エ中「少年課」を「少年女性安全対策課」に、「少年事件指導官」を「少年事件指導官、人身安全対処室長」に改め、同条第3号エ中「組織犯罪対策指導官、犯罪組織総括情報官」を「犯罪組織総括情報官、組織犯罪対策指導官」に改め、同条第4号エ中「聴聞官」を「聴聞官、安全運転支援室長」に改める。

第45条第2項中「監査」を「監査、指導教養」に改める。

第51条第1項中「、許可等担当事務室長及び人身安全対処室長」を「及び許可等事務担当室長」に改め、「、子ども・女性安全対策班長には警部を」を削り、同条第4項中「許可等担当事務室長」を「許可等事務担当室長」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第53条の見出し中「少年課」を「少年女性安全対策課」に改め、同条第1項中「少年事件指導官」を「少年事件指導官及び人身安全対処室長」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を

第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 人身安全対処室長は、上司の命を受け、人身の安全確保等に関する事務その他特命事項を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第57条第1項中「及び保護対策官」を「、保護対策官及び犯罪組織総括情報官」に改め、「、犯罪組織総括情報官」を削り、同条第4項中「組織犯罪対策指導官」を「犯罪組織総括情報官」に、「組織犯罪対策に」を「犯罪組織に係る情報の集約及び分析に」に改め、同条第5項中「犯罪組織総括情報官」を「組織犯罪対策指導官」に、「犯罪組織に係る情報の集約及び分析」を「組織犯罪対策」に改める。

第63条第1項中「聴聞官」を「聴聞官、安全運転支援室長」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 安全運転支援室長は、上司の命を受け、運転免許センターの所掌事務のうち、安全運転支援に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第69条第2項中「生活環境課及び少年課」を「少年女性安全対策課及び生活環境課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第6号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「生活安全部（地域課及び少年課を除く。）、刑事部（捜査第二課、鑑識課及び科学捜査研究所を除く。）又は警備部（機動隊を除く。）」を「生活安全部生活環境課、刑事部刑事企画課、捜査第一課及び組織犯罪対策課並びに警備部警備第一課及び警備第二課」に改め、本則第2号中「地域交通官」を「地域交通官及び庁舎長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成28年3月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者)	異動事項	異動前	異動後	異動年月日
自由民主党 高知県第二 選挙区支部 (山本 有 二)	会計責任 者	坂本 迅人	前田 真二郎	平27・9・ 1

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者)	異動事項	異動前	異動後	異動年月日
照援会 (福井 照)	会計責任 者	松岡 義雄	佐竹 富美子	平27・3・ 19

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者)	異動事項	異動前	異動後	異動年月日
山本有二後 援会 (松尾 政 顕)	代表者	竹内 三賀男	松尾 政顕	平27・3・ 30
	会計責任 者	坂本 迅人	西本 啓介	平27・9・ 1

高知県選挙管理委員会告示第33号

平成26年11月高知県選挙管理委員会告示第87号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成28年3月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告のその他の政治団体の高知商業振興政治連盟の表中

「2 支出総額 163,465円」

を

「2 支出総額 133,465円」

に、

「4 支出の内訳
 政治活動費 163,465円
 寄附・交付金 50,000円
 その他の経費 113,465円
 合計 163,465円」

を

「4 支出の内訳
 政治活動費 133,465円
 寄附・交付金 50,000円
 その他の経費 83,465円
 合計 133,465円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第34号

平成27年11月高知県選挙管理委員会告示第109号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成28年3月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の自由民主党須崎市支部の表中

「1 収入総額 268,004円
 前年繰越額 59,992円
 本年収入額 208,012円
 2 支出総額 139,888円
 3 本年収入の内訳

寄 附 29,000円
 個 人 分 29,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 179,000円

自由民主党高知県支部連合会 20,000円
 自由民主党高知県第三選挙区支部 59,000円
 自由民主党高知県第二選挙区支部 100,000円

その他の収入	12円
10万円未満の収入	12円
合計	208,012円
4 支出の内訳	
経常経費	7,580円
事務所費	7,580円
政治活動費	132,308円
組織活動費	132,308円
合計	139,888円
を	
「1 収入総額	280,204円
前年繰越額	59,992円
本年収入額	220,212円
2 支出総額	214,888円
3 本年収入の内訳	
寄附	29,000円
個人分	29,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	179,000円
自由民主党高知県支部連合会	20,000円
自由民主党高知県第三選挙区支部	59,000円
自由民主党高知県第二選挙区支部	100,000円
その他の収入	12,212円
10万円未満の収入	12,212円
合計	220,212円
4 支出の内訳	
経常経費	82,580円
人件費	75,000円
事務所費	7,580円
政治活動費	132,308円
組織活動費	132,308円
合計	214,888円
に訂正し、第1 定例報告の政党の自由民主党中土佐町支部の表中	
「1 収入総額	471,631円
前年繰越額	293,693円
本年収入額	177,938円
を	
「1 収入総額	475,631円
前年繰越額	293,693円
本年収入額	181,938円

に、	
「3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	16,400円
(20人)	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	161,500円
自由民主党高知県支部連合会	20,000円
自由民主党高知県第二選挙区支部	141,500円
その他の収入	38円
10万円未満の収入	38円
合計	177,938円
を	
「3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	20,400円
(20人)	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	161,500円
自由民主党高知県支部連合会	20,000円
自由民主党高知県第二選挙区支部	141,500円
その他の収入	38円
10万円未満の収入	38円
合計	181,938円
に訂正し、第1 定例報告のその他の政治団体の高知商業振興政治連盟の表中	
「1 収入総額	110,637円
前年繰越額	110,615円
本年収入額	22円
を	
「1 収入総額	140,637円
前年繰越額	140,615円
本年収入額	22円
に訂正する。	
高知県選挙管理委員会告示第35号	
平成27年4月高知県選挙管理委員会告示第44号（政治団体異動の届出）の一部を次のように訂正する。	
平成28年3月25日	
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信	
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）の表照援会の項及び山本有二後援会の項を削る。	
高知県選挙管理委員会告示第36号	
平成28年1月高知県選挙管理委員会告示第3号（政治団体異動	

の届出）の一部を次のように訂正する。
 平成28年3月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）の表自由民主党高知県第二選挙区支部の項を削る。
 その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）の表山本有二後援会の項を削る。